

児童養護施設などの社会的養護に関する課題検討委員会 2011/01/28(金)9:00~11:30

当事者から見た社会的養護の課題

特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ
渡井さゆり（理事長・当事者相談員）

1. 措置以前（親・子ども）

- 1) 自ら SOS を出せない養保護児童の家庭に対して、サポートが殆どなされていない
例)「消えた子ども」

2. 措置中（子ども）

- 1) 愛着形成が重要な乳幼児期から家庭的養護を提供しなくてはならない
参考) 子どもの代替的養護に関する国連指針
- 2) 体制の不十分さ (※) ゆえ、子どもたちが十分に養育・保護されず、自立に必要な力が育まれていない

※集団養護／養育者の力量の乏しさ／親の有無、障がいの有無、被虐待体験の有無などが考慮されていないばかりか、養育者も専門知識・スキルを持ち合わせていない等

- (1) 愛情や安心感の欠如…自己肯定感が育まれないばかりか、等身大の自己像が形成されない
例) 某児童養護施設、明日どの職員が来るかもわからないし、訊いても応えてくれない
自らの状態や不安に対して、相談や必要な情報を得ることができない
育ちの連続性が保障されていない(養育者がコロコロかわる・大人本位の措置変更)
 - (2) 自発的な言動への制約…「ルールが絶対」で子ども達は段々諦め癖が
⇒年齢相応の経験の剥奪(アルバイト禁止・友人宅への宿泊禁止・買い物・料理等)
⇒自立心の芽生えを養育者が摘んでいる
 - (3) 入所以前からの課題の未解決…生活スキル・学力・コミュニケーションスキル、課題を持って入所しているのに、ほったらかし
⇒不登校の原因にもなっている(不適應の原因は「自分だけ人と違うから」)
 - (4) 家族関係・生い立ちの未整理…家族のことや昔の話はしてはいけない雰囲気。一番大切な自分のルーツがわからないまま自立を強いられても…
 - (5) 年齢がきたから措置解除…措置延長制度、現場が活用できる体制ではないのでは？
退所後サポートが不要になるくらい、措置中に十分なサポートを！(学力・就労体験)
- 3) そればかりか、子ども達が権利侵害を受けている場合もある。第三者評価の義務化や子ども達の権利擁護体制の強化が急務
 - 4) ケアの質がまちまちであるため、措置される施設・里親家庭で、人生が大きく左右されてしまう。片や大卒、片や中卒。行政の措置の下、そんな不平等があっているのか。ケアの質の向上・標準化を！

- 5) 自立援助ホーム、中卒では中々就ける仕事がない。高校卒業か高校卒業資格認定試験の合格・手に職を目指した支援ができるように改善を！（15～20歳の前途洋洋であるはずの若者達が未来に絶望している日本は本当に豊かな国なのか?!）

行政の措置の下、憲法で定められた権利が侵害されています

生存権…「部屋が寒い」「箱ティッシュ使いたい」

平等原則…措置された先で人生が左右される

人格権…制約ばかりの集団養護では、まず「あるがままの自分」が育まれない

幸福追求権…我慢を強いられるのが当然で、安心・安全が得られず、志や夢・希望を抱く以前の状態



3. 措置解除後（子ども・元子ども）

- 1) 子どもが措置されている間、親にはサポートがないままで、家族再統合されている
⇒子ども達はまた親の問題に振り回され、より悪い方向に
- 2) 自立の力が充分育まれていない、成人していないにも関わらず、自立しなくてはならないギャップ（一般的には大卒まで親が子どもの面倒を見ているのに、社会的養護の下を巣立った人たちにはサポートは殆どない）
例）保証人の不在（「身元保証人確保対策事業」は施設長が保証人になってくれなくては意味がない）
孤立・相談できる人の不在（参考：退所児童等アフターケア事業）
- 3) 措置に対する検証が行われておらず、措置・援助の可否が解明されていない
（ようやく追跡調査が実施されるようになってきた）

4. その他

- 1) 社会的養護に対する無理解が、社会的養護の当事者の生きづらさに直結している
一部の問題ではなく、誰にでも起こりうること。どうして義務教育で伝えない?!
- 2) 少子高齢社会だからこそ、よりどの子どもも宝として育て上げなくてはならないのに…
有権者でなく、家族から見放された子ども達に関してはいつまでたってもほったらかし
- 3) 親・子ども・既に大人になった元子ども、分けて取り組まなくてはならない
「〇〇が悪い」と言う前に、みんな苦しんでいることに思いを馳せ、サポート体制の充実を！
- 4) 社会全体の子育て力が衰退している昨今だからこそ、社会的養護が子育てのお手本となるように、レベルアップする必要がある

以上